

調査票の記入に当たって

- 奨学生申請者の方は、各欄の項目に示している内容にしたがって必要事項を記入してください。ただし、「◇」が付いている欄は、該当する箇所を「○」で囲んでください。
- 記入間違いをしたときは、二重線で消し訂正してください。

「同一生計の家族」の欄

- 奨学生申請者と生計を一にする家族全員を記入してください。
- 「続柄」は奨学生からみた関係で記入してください。
- 世帯人員は同居・別居を問わず申請者と生計を一にする人です。祖父母や兄弟姉妹(就学者以外)は世帯主の被扶養者に認定(所得税法上、もしくは(国民)健康保険法上)されている人のみ、「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- 未就学者(乳幼児含む)は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- 就学者は「就学者」の欄に記入してください。
「就学者」とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)、短期大学、大学、大学院に在学する人です。
(注意) 専修学校の一般課程、各種学校(予備校等)、語学学校など上記以外の学校に在学する人は、「その他」の欄に記入してください。特別支援学校は在学する部(小・中・高)に「○」をしてください。

「所得金額」の欄

- 同一の人で複数(給与と年金等など)の収入源があるときは、該当する箇所すべてに金額を記入してください。
- 父母及び連帯保証人の1月から12月までの年間所得金額(控除後)を「所得証明書(課税(非課税)証明書)」記載の数字より 1万円未満を切り捨てて記入してください。
- 祖父母・兄弟姉妹の所得の記入は不要です(ただし、祖父母・兄弟姉妹が連帯保証人の場合は記入してください)。
<所得の種類分類について>

所得の種類	具体例	証明書	金額記入方法
給与所得	給与(賞与含む)、役員報酬	所得(課税(非課税))証明書	所得金額(控除後の金額)を記入してください
年金等雑所得	年金(恩給・老齢)	所得(課税(非課税))証明書	所得金額(控除後の金額)を記入してください
事業所得等	農業漁業林業、小売業、自由業等、自ら事業を営んで得る収入	所得(課税(非課税))証明書	控除後の所得金額(売上から経費を差し引いた金額)を記入してください

- 退職金、保険金、資産の譲渡のようにそのとき限りの性質を持つ所得の記入は不要です。
- 不動産所得、利子所得、配当所得については事業所得等の金額に記入します。
- 所得金額がマイナス(赤字)の場合は「0」として扱ってください(プラスの所得と相殺はできません)。
- 昨年度途中で就職・転職(開業・転業等を含む)した場合や、本年度に新たに就職した場合は、申請時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分を推算してください。

「家庭事情」の欄

- 下記の事項に該当する家庭事情がある場合は、選考時に考慮しますので記入してください。

- ① 母子・父子世帯。
- ② 主たる家計支持者(主に家計を支えている者。一般的には家族内で最も収入が高い者を指します)が単身赴任。
- ③ 障がいのある人(障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上に障がいがあることが明らかな人、公害疾病の認定を受けた人、精神衛生鑑定医等の判定によって知的障がいがあることが明らかな人、精神上の障がいがあることを医師等が証明できる人、介護されなければ自分で排泄ができない人等)が同一生計の家族にいる場合の人数。
- ④ 申請時現在において、6ヶ月以上の期間にわたって療養中の人や又は療養を必要とする人が同一生計の家族にいる場合の人数。また、1年間に支出する医療費、介護サービスの見込負担金額。
ただし、健康保険等により医療給付を受けた金額または損害補償等により補填された金額については除く。

- その他、奨学金の貸与を必要とする事情があれば記入してください。

【注意事項】

- ・虚偽の記載があった場合は、奨学金の貸与を取り消します。
- ・記載内容に不備や不足箇所があった場合は、当会で修正・付記させていただく場合があります。